

平成29年4月6日

一般社団法人 高知県建設業協会
会長 吉村 文次 様

林業振興・環境部長 田所 実



「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」の施行について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、高知県の森林・林業行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年2月県議会において、「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）」が可決され、平成29年4月1日に施行（平成29年3月24日公布）となります。

条例では、森林の整備や加工・流通体制の整備などによる県産木材の供給の促進、そして、公共土木施設等での率先利用やCLTへの加工、エネルギー源としての有効利用などによる県産木材の利用の促進を図るなど、川上から川下までの総合的な取り組みを進めるものとなっています。

また、県の責務や県民、林業事業者、木材産業事業者などの役割を明示し、官民協働で県を挙げて林業・木材産業の振興に取り組むことされていますことは、まさに産業振興計画の取り組みと方向性を一にするものであり、条例の制定は、県の取り組みを推進する上での大きな拠り所となるものです。

つきましては、条例の基本理念に基づく各事業者の役割についてご了知いただきますとともに、さらなる県産木材の供給及び利用の促進にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、条例の制定及び施行につきまして、貴団体の会員様等への周知にご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

（お問い合わせ先）

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課

電話：088-821-4572/ FAX 088-821-4576

Eメール：030101@ken.pref.kochi.lg.jp